

第7回審査会合における指摘事項への回答

【指摘事項1】中部電力と関西電力の契約受付におけるコスト差の説明

(第7回電気料金審査専門会合での御指摘の概要)

契約受付コストについて、結果論的に中部電力が0.11円増、関西電力が0.03円増となっている。これまで小売に整理していたものを託送に整理しているので絶対額として逆算すると中部電力は130数億円、関西電力は40数億円の受付コストになりかなりの差がある。ビジネス規模がそれほど違うわけではないが、3倍の違いが出る理由はあるのか。

平成27年11月13日

経済産業省
電力取引監視等委員会事務局

○契約受付業務を構成する申込受付、工程管理等の業務に係るコストに両事業者間で2倍～4倍程度の違いがあり、これが両事業者の申込受付コストの差となっている

標準的な考え方		中部電力				関西電力			
		託送原価 (百万円/年)	託送単価 (円/kWh)	単価影響 (円/kWh)	従来の 整理	託送原価 (百万円/年)	託送単価 (円/kWh)	単価影響 (円/kWh)	従来の 整理
※四捨五入の関係で 合計が一致しない場合あり									
契約受付 (合計)		—	14,389	0.11	+0.11	—	6,321	0.04	+0.03
業務項目	申込受付	共通	5,907	0.05	+0.05	小売	2,994	0.02	+0.02
	工程管理	NW	2,177	0.02	+0.02	小売	606	0.00	+0.00
	負担金 算定	NW	2,026	0.02	+0.02	小売	1,698	0.01	±0
	契約審査	共通	2,651	0.02	+0.02	小売	1,023	0.01	+0.01
	異動登録・ 照合	共通	1,628	0.01	+0.01	小売			

第7回審査
会合の資料
4スライド41
において、
従来の業務
区分で小売
として扱っ
ていたが、実
際にはNWと
して整理さ
れており、
今回の申請
で原価を押
し上げる方
向での区分
の変更は無
し。次スラ
イドにて第
7回資料を訂
正。

契約受付で約2倍、工程管理で約3倍、
契約審査、異動登録・照合で約4倍の
コストの差が生じている。

出所：中部電力、関西電力ヒアリング結果より事務局作成

3. (3) 契約受付各業務の各社の申請概要

○契約受付の各業務について、各電力会社の今回の業務区分は、基本的に一致している
○東京電力は、従来より工程管理・負担金算定業務を配電部署が行い、**関西電力では従来より負担金算定業務を配電部署が行い**、NWに整理していたため、当見直しでの託送原価への影響が小さく、その他の電力会社では、従来これらの業務を小売に整理していたため、託送原価への影響が比較的大きくなっている

契約受付の各業務の概要及び各社の今回・従来の業務区分			託送原価へ増加影響		
業務	業務の概要	各社の今回の業務区分 ※	各社の従来の業務区分		
			NW	共通	小売
①申込受付	・窓口にて、需要家(電気工事店含む)から供給設備工事、契約 ・負担金算定業務を配電部署が行い、NWに整理していたため、当見直しでの託送原価への影響が小さく、その他の電力会社では、従来これらの業務を小売に整理していたため、託送原価への影響が比較的大きくなっている	共通	-	-	10社
②工程管理	・引込線や柱上変圧器など供給に必要な配電設備形成にあたり、設備設計・選定を行うとともに、工期の調整や工事の手配・ ・負担金算定業務を配電部署が行い、NWに整理していたため、当見直しでの託送原価への影響が小さく、その他の電力会社では、従来これらの業務を小売に整理していたため、託送原価への影響が比較的大きくなっている	NW	東京	-	他9社
③負担金算定	・供給工事において工事費負担金が発生する場合には、負担 ・負担金算定業務を配電部署が行い、NWに整理していたため、当見直しでの託送原価への影響が小さく、その他の電力会社では、従来これらの業務を小売に整理していたため、託送原価への影響が比較的大きくなっている	NW (北陸のみ共通)	東京 関西	-	他8社
④契約審査	・契約全般の内容について、適切に処理されたか(供給工事が ・負担金算定業務を配電部署が行い、NWに整理していたため、当見直しでの託送原価への影響が小さく、その他の電力会社では、従来これらの業務を小売に整理していたため、託送原価への影響が比較的大きくなっている	共通 (北陸のみ小売)	-	-	10社
⑤異動登録・照合	・契約及び設備に係る情報についてシステムへの登録を行うと ・負担金算定業務を配電部署が行い、NWに整理していたため、当見直しでの託送原価への影響が小さく、その他の電力会社では、従来これらの業務を小売に整理していたため、託送原価への影響が比較的大きくなっている	共通	-	-	10社

注)
※ 今回の業務区分
北陸：負担金算定 当業務に含まれる1年未満契約の顧客への料金請求業務のみ小売に区分しているため、負担金算定を共通に区分
：契約審査 当業務には、小売契約の審査の要素のみを集計、NWの要素のある審査業務は、申込受付に反映
(出所：電気料金審査会合における各社提出資料、各社へのヒアリングの結果に基づき事務局作成)